

1933年緊急銀行法と破綻州法銀行の整理 - ネブラスカ州を事例に -

萩国際大学 黒羽雅子

<はじめに>

1920年から33年にかけて、アメリカ合衆国は未曾有の銀行破綻を経験した。もっとも激しかった1929年から1933年の間には、国法および州法銀行あわせて8,812件の破綻が発生している。それらは清算が決定し閉店をするか、もしくは他行への営業譲渡や合併、自力再建などによって営業再開をするかのどちらかであった。破綻銀行の整理という場合、具体的に銀行監督当局はどのような手続のもとに業務再開や再建あるいは清算を進めていったのだろうか。法整備はどう発展していったのか、その下での再建手続き遂行の実態はどのようなものであったのだろうか。これに関する主要な研究は以下の2件である。

Upham=Lamke[1934]は合衆国の銀行破綻の歴史を振り返り、その整理の手法としての清算や再建の手続きが連邦法や州法の下でどのように発展してきたかを明らかにした後で、連邦による預金者救済のための諸措置が、結果的には銀行監督全体に対する連邦の介入を強化する道を開いたのではないかと結んでいる。

O'Connor[1938]は、自らがルーズベルト大統領時代の通貨監督官として、銀行危機に対処してきた「経験を記録として平易な言葉でとどめることを目的」とした仕事である。O'Connor[1938]の論考は手続きの諸原則や方法を中心に説明しているが、事例をあげての分析は行われていない。本稿では両者の研究をふまえて、州による破綻銀行処理の発展の一事例として、ネブラスカ州を対象にした実態分析を通じて、州法レベルの銀行整理の制度的発展を明らかにする。

<ネブラスカ州の銀行再建の実際>

1929年以降、ネブラスカ州では3つの手法による州法銀行の再建が行われていた。どの再建手法を採用するかは株主の貢献度と銀行が破綻した事情に依存する。

プラン1では、株主の全ての旧株式は無効となり、剰余金や未処分利益は帳消しとされる。株主は新株を購入すると同時に、再建される銀行の営業のために必要と予想される額の剰余金も払い込む。預金者は預金の部分的な放棄により、旧銀行の全不良資産等を預金債権で買い取ることに合意する。新銀行は一部預金を引き継ぎ営業を開始するが、取付的な預金の払い戻しが発生し、再び閉鎖に追い込まれることもあった。

プラン2は損失が資本、剰余金、未処分利益金の合計をそれほど上回っていないときに利用される。銀行の営業再開に際して、預金者が払い戻す預金の額に制限を設けるという合意が取り付けられる。プラン1で起きたような取付的な払い戻しが発生しないように、

プラン2では預金の引き出し額に制限を設けた訳である。預金の放棄は行われない。

プラン3は損失が資本、剰余金の合計を大きく上回っていて、株主の力だけでは銀行を支払可能状態にすることができない場合にとられる。プラン1,プラン2のように資本の再編成が行われるが、預金者は預金の一定部分で新銀行が旧銀行の不良資産等を購入するという再建プランに合意する。その代償として、再建銀行に対する預金債権の放棄は少額にとどめる。この放棄された額は再建銀行の配当金で全額償う。不良資産等は新銀行に移管され、健全資産と明確に区別できるように別勘定で保管しておく。不良資産等から再建銀行が受け取るすべての資金が未処分利益勘定に入れられる。その金は預金者と無担保債権者の放棄された債権に対して支払われる。この場合、株主はすべての損失を吸収することになっている。

<おわりに>

ネブラスカ州における破綻銀行再建手法の特徴は、株主・経営者・預金者・その他債権者それぞれが再建のための負担を引き受けるという点である。同州での1930年代初頭の破綻銀行再建の発動理由は、今日いわゆる「不可欠性」の要件である。コミュニティにおける銀行サービス継続という観点に主眼を置きつつも、再建手法の内容は次第に預金者保護に重点を置くものへと変遷していった。

<参考文献>

Upham, Cyril B.; Lamke, Edwin. 1934. *Closed and Distressed Banks, A Study in Public Administration*. Washington, D.C.: The Brookings Institution.

O'Connor, J. F. T. 1938. *The Banking Crisis and Recovery Under the Roosevelt Administration*. Chicago: Callaghan Company. Reprinted in 1971, N. Y.: Da Capo Press.